

事業報告

第12期

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

横浜港埠頭株式会社

事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、欧米においてはウクライナ情勢の悪化を受けての物価高騰、これによる金融引き締めが行われ景気が減速傾向となりました。

中国では、ゼロコロナ政策の終了により年度後半にかけて企業の生産活動や市民のサービス消費が持ち直し、国内経済が回復傾向となりました。

日本では、令和4年3月に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除を受け、社会経済活動が再開されましたが、原油価格を始めとしたエネルギー価格の上昇、金融緩和の継続により円安ドル高が進みインフレが加速する状況となりました。

こうした経済情勢のもと、横浜港の令和4年の取扱貨物量は外内貿合計で1億622万トン(前年比1.4%増)となりました。主要貨物の一つである自動車関連貨物も、2,042万トンとなり前年比で2.5%増加し底堅く推移しました。

また、コンテナ貨物の令和4年の取扱量も外内貿合計で298万TEU(前年比4.1%増)と前年を上回りました。

コロナ禍前の令和元年の取扱量と比較すると、令和4年の外内貿貨物取扱量は96.0%、自動車関連貨物は96.6%、コンテナ貨物は99.5%に回復するまでとなりました。

当社は、自動車や在来貨物を取り扱う当社所有の自動車・多目的・ライナーターミナルの管理運営等を行いました。また、本牧A突堤内のロジスティクス拠点化を進捗させるとともに、横浜港のターミナル再編計画を踏まえたターミナルの機能強化・転換等についても取組を進めました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は9,740百万円、営業費用及び一般管理費は8,114百万円、営業利益は1,625百万円、経常利益は1,599百万円となり、当期純利益は826百万円となりました。

各事業別の業績は以下のとおりです。

① 外貿埠頭事業

令和4年4月より大黒C-4号ターミナルを自動車ターミナルとして再供用を開始し、隣接する大黒C-3号ターミナルが横浜川崎国際港湾株式会社より移管されたため、併せて管理運営を行いました。大黒C-1・2号ターミナル及び大黒L-1~8号ターミナルについては、自動車貨物及び一般在来貨物を取り扱う当社所有のターミナルとして、引き続き管理運営を行いました。

本牧・南本牧等のコンテナターミナルにある当社所有施設については横浜川崎国際港湾株式会社への貸付及び維持管理を実施しました。令和3年に横浜川崎国際港湾株式会社より返還された本牧D-5号ターミナルは、同社及び国土交通省による再整備工

事を進めていくため、当社施設の撤去工事を進めており、令和5年度中に撤去工事を完了予定としております。

また、再整備を円滑に進めるため、関係各所と連携を図りながら、本牧ふ頭内のシャワー整理場を南本牧ふ頭第2ブロックに移転しました。

本牧ふ頭 A 突堤内は、横浜市港湾局が推進するロジスティクス拠点形成の一環として、進出事業者4社と事業用定期借地権設定契約（覚書）を締結しました。また、それ以外の事業者2社についても、同契約締結に向けて協議を進めました。

多目的ターミナルとして供用している本牧 A-5 号ターミナルは、在来船着岸隻数が若干減少しましたが、背後固定ヤードも全て事業者に貸し付けており、事業は堅調に推移しています。

以上の結果、当事業の営業収益は 6,659 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 5,062 百万円、営業利益は 1,597 百万円、経常利益は 1,562 百万円となり、当期純利益は 789 百万円となりました。

② 物流等関連施設管理運営事業

物流等関連施設管理運営事業では、当社は引き続き、横浜市港湾物流施設の第4期指定管理者（令和4～8年度）として、物流関連施設の使用許可等に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設運営に関する業務等を着実に実施しました。

また、上記指定管理業務に関連する受託業務として、公共岸壁への配船調整業務や「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS 条約）に対応した警備業務、施設使用料の徴収及び京浜三港に入港するコンテナ船の入港料徴収業務等を実施するとともに、港湾事業関係者のための通勤車両駐車場の管理運営を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中でも、横浜港の輸出入貨物の取扱量は徐々に回復傾向をみせつつある一方、横浜市港湾局と連携し、昨年度に引き続き横浜港の港湾施設使用者に対して経営環境の悪化や資金繰りの改善を支援するために、港湾施設使用料の支払猶予の対応を行いました。

横浜港の公共港湾施設においても、改良工事や、修繕工事が行われましたが、工事による影響が最小限になるよう港湾局及び施設利用者と積極的に調整を行うとともに、ふ頭内交通対策を中心とした物流対策を横浜市と協力し実施するなど、横浜港の物流施設の円滑な管理運営に努めました。

加えて、横浜市が進める大黒ふ頭における完成車物流拠点化についても、公共施設の利用者調整を行うことにより、新たに輸入 EV 取扱拠点化を推進することができました。

これらの業務を実施した結果、当事業の営業収益は 1,138 百万円、営業費用及び一般管理費は 1,102 百万円となり、37 百万円の経常利益となりました。

③ 環境整備基金事業

環境整備基金事業では、横浜市からの環境整備基金の運用益を基に、横浜港の海域環境を保全していく取組として、港内の海底ゴミの収集及び処分を実施し、周辺海域の水生生物育成事業として、ヒラメやカサゴなどの稚魚約 7 万尾を横浜港内で放流する事

業を実施しました。

環境整備基金の営業外収益（運用益）は8百万円となり、これらの事業を実施した結果、事業経費は8百万円となりました。

④ 建設発生土受入事業

建設発生土受入事業では、主に横浜市内の公共工事から発生する建設発生土について陸上搬入土砂 84 万³、海上搬入土砂 28 万³及びしゅんせつ土 1 万³、合計 113 万³の土砂の受入を計画し、南本牧ふ頭及び新本牧ふ頭の埋立てに 112 万³、広域利用土砂として広島港などへ 1 万³を搬出する計画としていました。

実績としては、陸上搬入土砂 62 万³、海上搬入土砂 0.1 万³及びしゅんせつ土 15 万³、合計 77 万³の土砂を受け入れて、南本牧ふ頭及び新本牧ふ頭の埋立てに 71 万³、広域利用土砂として 0.3 万³を搬出しました。

この結果、当事業の営業収益は 1,941 百万円となり、一方、営業費用及び一般管理費で 1,941 百万円となりました。

	営業収益	経常損益
① 外貿埠頭事業	6,659 百万円	1,562 百万円
② 物流等関連施設管理運営事業	1,138 百万円	37 百万円
③ 環境整備基金事業	- 百万円	- 百万円
④ 建設発生土受入事業	1,941 百万円	- 百万円
合計	9,740 百万円	1,599 百万円

(2) 対処すべき課題

海運業界では、船会社の合従連衡、アライアンスの再編がされておりましたが、3大アライアンスの一つである 2M の提携解消が発表され状況が変化する中、横浜港においてはコンテナターミナルの再編整備や自動車ターミナルへの機能転換が進められるとともに新本牧ふ頭整備事業が進んでおります。

当社としては、横浜港及び当社が持続的に成長することを目指して、令和 3 年度からの 5 か年の中期経営計画で 4 本柱の枠組のもとで引き続き各種取組を実施しております。

- 1 横浜港の物流施設の管理運営・機能強化
- 2 ロジスティクス機能の充実・強化
- 3 港湾運営を支える技術・サービスの向上と活用
- 4 経営基盤の強化

SDGs の取組を加速するために、令和 5 年度より専門部署を設置し、中期経営計画とも連携を図りながら、全社挙げて取組を進めてまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	埠頭名	主な内容	実施額
特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業		該当なし	
当社単独	大黒ふ頭	防舷材更新、SOLAS 設備、照明電気設備、ゲートハウス新築整備ほか	200 百万円
	本牧ふ頭	避雷器設置ほか	14 百万円
	南本牧ふ頭	電気設備、照明設備更新ほか	38 百万円
	合計		252 百万円

投資にかかる資金調達については、すべて自主財源を充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	令和2年度 (R2. 4. 1～ R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～ R4. 3. 31)	令和4年度 (R4. 4. 1～ R5. 3. 31)
営業利益	百万円	1,095	1,290	1,625
経常利益	百万円	1,169	1,274	1,599
当期純利益	百万円	465	67	826
1株当たり当期純利益	円	860	125	1,528
総資産	百万円	51,577	49,286	50,916
純資産	百万円	29,537	29,605	30,437

(5) 主要な事業所

本社 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
南部管理事務所 横浜市中区本牧ふ頭1番地1
山下事務所 横浜市中区山下町279番地1
北部管理事務所 横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地

(6) 主要な事業内容

- ・ 外資埠頭の建設、貸付及び管理等に関する事業
- ・ 横浜港物流等関連施設の指定管理及びこれに密接に関連する業務に関する事業
- ・ 海域環境の保全及び水生生物の維持培養に関する事業
- ・ 埋立処分地への建設発生土及びその他の土砂等の受入及び処理に関する事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢
83人	3人	46.60才

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	10,962百万円
国土交通省	192百万円
金融機関	1,236百万円
合計	12,391百万円

注 上記「金融機関」は、市中金融機関のほか、政策金融機関からの借入です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式総数 540,711株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
横浜市	540,400株
横浜港運協会	191株
株式会社横浜銀行	100株
横浜商工会議所	19株
株式会社三井住友銀行	1株
合計	540,711株

(4) 事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

令和5年3月31日現在

役職	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊東 慎介	
常務取締役	高木 勇一	
取締役	中野 裕也	横浜市港湾局長
取締役	藤木 幸太	横浜港運協会 会長 (藤木企業株式会社 代表取締役社長)
*取締役	桜田 治	株式会社商船三井 常務執行役員
*取締役	峯 茂樹	一般社団法人日本港運協会 常任理事 (株式会社日新 常務執行役員)
監査役	菅谷 良一	横浜市港湾局 港湾物流部長
*監査役	杉原 光昭	弁護士

注1 取締役2名(*)は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

監査役1名(*)は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

注2 令和4年6月29日開催の令和4年度定時株主総会において、峯茂樹が社外取締役、菅谷良一が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。

社外取締役の柘田建二郎、監査役の大濱宏之は、同日付で辞任いたしました。

注3 当社は、取締役中野裕也、藤木幸太、桜田治、峯茂樹の4氏及び監査役菅谷良一、杉原光昭の2氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

注4 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づく職務遂行に関して第三者または会社に損害を生じさせたとして第三者または株主から訴訟を提起された場合に、当該訴訟及び和解等に要する費用並びに損害賠償額(当社の取締役及び監査役が責任を負うとされた場合。)について、1億円を限度額として補償を受けることができます。ただし、当社の取締役及び監査役が違法に私的な利益や便宜の供与を得

たことによる損害賠償請求など、一定の免責事項に該当する損害賠償請求は補償の対象外です。

注5 当社では取締役及び監査役の報酬について、平成24年6月29日開催の株主総会における決議により、取締役報酬総額を年額60,000,000円と定め、平成25年6月28日開催の株主総会における決議により、監査役報酬等の総額を年額2,000,000円と定めております。

なお、当該定めに係る対象者の人数は取締役6名、監査役2名です。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動内容
取締役	桜田 治	当期開催の取締役会、5回のうち5回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
取締役	峯 茂樹	当期開催の取締役会、5回のうち3回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
監査役	杉原 光昭	当期開催の取締役会、5回のうち4回に出席し、必要な発言を適宜行っています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
役員	7人	18,049千円	株主総会承認限度額 取締役 60,000千円、監査役 2,000千円

注 期末現在の人員は取締役6名、監査役2名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

イ 取締役については、期末現在無報酬の取締役1名が存在すること。

また、6月の定時株主総会と同日付での取締役の就任及び辞任があったこと。

ロ 監査役1名については、無報酬であること。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 8,250千円(税込)

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等

平成23年12月20日に開催した横浜港埠頭株式会社第2回取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための以下の体制等を整備しております。令和4年度については、6月7日、9月1日の計2回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する事案の発生状況や社員研修の取組等を確認しま

した。なお、当社において、特に問題となる事案は発生しておりません。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図っております。特に役員は、高い倫理観と道德観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動しております。
- ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとっております。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
- ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。
- ③ 情報資産の適切な取り扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
- ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えております。